



一人親方のみなさま

労災保険の特別加入についてご存知ですか？

建設業サポート一人親方組合とは、北海道労働局認可の一人親方労災保険の特別加入団体です。一人親方様も、当組合に加入していただくことで、労災保険に加入することができます。

一人親方様で、次のようなことでお困りになったことはありませんか？

- ・元請け会社から、「労災保険に加入しないと仕事を回せない」と言われた。
- ・仕事中にケガをしたが、労働者の立場で就労していないので、労災保険の給付を受けることができず、また健康保険も使えずに治療費を全額自己負担したことがある。
- ・仕事中にケガをし、治療のためやむを得ず休業したが、収入が途絶え生活費の確保が難しくなった。

労災保険は、労働者の業務上・通勤途上の負傷、疾病、障害または死亡に対して各種の保険給付を行うための保険であって、原則として、一人親方（事業主・家族従事者等）の場合は使うことができません。

しかし、国から認可された一人親方の団体に加入することにより、一人親方でも特別に労災保険に加入し、保険給付を受けられるようになります。

当組合は、北海道労働局認可の一人親方労災保険の特別加入団体です。建設業に従事する一人親方の皆さまに、安心して仕事をしていただくためのお手伝いをさせていただきます。

一人親方労災加入サポートの特徴

- 申込み後 **最短3営業日** で加入できます。
- 国の保険のため、病院でのケガの治療費は原則として **全額無料** です。
- **年間36,272円～** の低コストで労災に加入できます。



北海道労働局認可 **建設業サポート一人親方組合**

〈提携〉杉浦社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 札幌労務指導センター

〒060-0041 札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階
TEL 011-231-1311 FAX 011-207-7772
URL <http://www.sr-roumu.com/hitorioyakata.html>

お問い合わせは **011-231-1311**



一人親方労災保険の加入要件

以下の方が当組合で取り扱う一人親方労災保険に加入できます。**建設業であれば、業種は問いません。**

1. 建設業を営んでいる一人親方(個人事業主)
2. 労働者を年間100日未満しか使わない事業主
3. 一人親方が行う建設事業に従事する家族の方
4. 役員以外に労働者がいない法人組織の役員

上記いずれかに該当し、北海道内及び青森県で事業を営まれ、国内の現場に従事されている方。



保険給付の内容

希望した「給付基礎日額」(下記参照)により、次の各種の補償を国が運営する労災保険から受けることができます(支給決定は所轄の労働基準監督署長が行います)。

療養補償給付 … 療養に必要な医療費は治療が終了するまで原則として、全額保険でまかなわれます。

休業補償給付 … 休業4日目から「給付基礎日額」の8割が医師の証明により支給されます。

障害補償給付 … 一定以上の後遺障害が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。

傷病補償給付 … 1年6か月が経過しても治療が終了せず、なおかつ一定以上の重い症状が続くとき、年金が支給されます。

遺族補償給付 … 死亡した場合は、遺族数に応じた年金または一時金が支給されます。

埋葬料 … 死亡した者の埋葬を行う者に支給されます。

(2013年9月現在)



一人親方労災の加入に伴う費用

- 加入金
新規加入時のみ 3,000円
※ 上記の加入金は、加入員の方のデータ登録料とさせていただきます。
- 組合費
年間 12,000円 (1か月あたり1,000円)
※ 上記の組合費は、団体運営に要する事務費用とさせていただきます。
- 労災保険料
※ 右記の給付基礎日額により、給付保険料を算定します(給付額に影響します)。
※ 加入者様に給付基礎日額を選択して加入していただくことになります。
- 加入に必要な金額の合計
加入金(初回のみ) + 組合費 + 労災保険料

例) 給付基礎日額3,500円で加入する場合に1年間でかかる費用

加入金	+	組合費	+	労災保険料	=	合計
3,000円		12,000円		24,272円		39,272円

給付基礎日額	労災保険料(年間)
25,000円	173,375円
24,000円	166,440円
22,000円	152,570円
20,000円	138,700円
18,000円	124,830円
16,000円	110,960円
14,000円	97,090円
12,000円	83,220円
10,000円	69,350円
9,000円	62,415円
8,000円	55,480円
7,000円	48,545円
6,000円	41,610円
5,000円	34,675円
4,000円	27,740円
3,500円	24,272円

※ 給付基礎日額は、年度替わり(4月)にのみ変更することができます。



労災保険の効力発生日

労災保険特別加入の適用日(効力が発生する日)は、当組合において受付をして、保険料等を納付いただいた日から、原則として、**当組合が労働基準監督署に届け出て承認を受けた日から**となります(適用前に発生した事故に関しては一切補償しかねますのでご注意ください)。

※ 法令で定める一定の有害業務(有機溶剤、粉じんなど)に一定年数以上従事した方については、加入時健康診断を受診していただき、その業務につき健康上問題がない場合に加入が認められます。



その他

1. 保険料は、個人事業の場合、所得税確定申告の際、全額社会保険料控除の対象となります。
2. 保険年度が毎年4月～翌年3月のため、5月以降～翌年3月にご加入のときは、組合費と保険料は月割計算の金額により一括前納していただきます。
3. 保険年度が終了し引き続き加入を継続される場合には、3月下旬までに原則として1年分(組合費+保険料)を前納していただきます。その際、加入金はかかりません。
4. 万一、業務災害が発生した場合には、当組合が国への労災保険手続きのサポートをいたしますのでご安心下さい。
5. 労働者を雇用している中小事業主の方がお入りになれる労災保険についてもご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせ下さい。